

海外で治療をされた方へ



●海外療養費について

旅行や出張などで一時的に海外へ出国された方が、病気やけが等のやむを得ない理由により、海外の医療機関で診療を受けた場合、帰国後に申請することにより、その費用の一部について払い戻しが受けられる場合があります。

●支給範囲について

支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合のみです。

下記の場合は、支給対象外です。

1. 保険のきかない診療、差額ベッド代
2. 美容整形・不妊治療・性転換手術・健康診断・予防接種など
3. 高価な歯科材料や歯列矯正、インプラント治療など
4. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合
5. 出産（自然分娩）及び産前後検診 ※ただし、異常分娩は保険対象
6. 交通事故など第三者行為や不法行為に起因する病気やけが
7. 長期間（1年以上）日本国外に居住する場合（転出と国保資格喪失の手続きが必要。）
8. 海外の公的保険を使われている場合（海外の公的保険から給付が行われた場合は支給対象外、患者負担分のみが支給対象。）
9. 民間の旅行保険が提携した現地の医療機関で自己負担なく治療を受けた場合
10. 患者が実費負担していない金額（おつり、値引き）
11. 診療内容の明細が不明なもの（金額の記載しかないものなど）

●支給金額について

・日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

・日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。必要に応じて、民間の海外旅行保険等へ加入しておきましょう。

・外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。

●申請に必要な書類

① 療養費支給申請書

※受診者ごと、暦月ごと、医療機関ごと、入院・外来別にそれぞれ必要です。

② 医療機関等への調査に関する同意書

※療養を受けた日時、場所、療養の内容等の事実を確認する場合があります。

③ 受診者のパスポート

※診療を受けた国への出入国および申請時の日本帰国を確認します。

④ 領収書の原本

⑤ 診療内容明細書 (FormA)

※病名・診療日時・診療内容等が記されたものです。

※受診者ごと、月ごと、医療機関ごと、入院・外来別にそれぞれ必要です。

※診療を受けた海外の医療機関に記載をしてもらってください。

⑥ 領収明細書 (FormB)

※医療機関での支払金額が記載されたものです。

※受診者ごと、月ごと、医療機関ごと、入院・外来別にそれぞれ必要です。

※診療を受けた海外の医療機関に記載をしてもらってください。

⑦ ④, ⑤, ⑥の日本語翻訳文

※翻訳者の住所・署名が必要です。

⑧ 世帯主の印鑑 (認印)

⑨ 世帯主名義の振込先通帳

●申請に係る注意点

1. 申請期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年以内です。
2. 海外の医療機関で「診療内容明細書 (FormA)」や「領収明細書 (FormB)」の発行に費用がかかる場合もありますが、当該費用については、申請者の負担となります。
3. 提出書類により診療内容を確認できない場合、審査等を行えません。
4. 海外療養費の不正受給に関する報道及び厚生労働省通知により、支給申請に対する審査を強化していますので、支給・不支給の決定までに時間がかかる場合があります。不正請求と判明したもの、あるいは不正請求と認めるには至っていないものの疑いがあると判断した場合、警察と連携して厳正な対応を行います。

さぬき市役所

健康福祉部 国保・健康課

TEL:0879-26-9907